

令和元年度第2回 通常総会議事録

- 1 日 時 令和2年2月20日（木） 午後1時00分
- 2 場 所 沖縄県市町村自治会館 2階 201・202・203会議室
- 3 出 席 者 別添、出席者名簿のとおり
- 4 役 職 員 座嘉比常務理事、高良事務局長、大城総務課長
植木保険者支援課長、古堅審査課長、喜友名審査管理課長
川満システム管理課長、比嘉介護福祉課長
- 5 議 題
(議決事項)
- 議案 第27号 沖縄県国民健康保険団体連合会事務局組織規程の一部改正について
- 議案 第28号 沖縄県国民健康保険団体連合会職員給与規程の一部改正について
- 議案 第29号 財産の取得について
- 議案 第30号 令和元年度沖縄県国民健康保険団体連合会財産の処分について
- 議案 第31号 令和元年度沖縄県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出補正予算（第2回）について
- 議案 第32号 令和2年度沖縄県国民健康保険団体連合会事業計画について
- 議案 第33号 令和2年度沖縄県国民健康保険団体連合会財産の処分について
- 議案 第34号 令和2年度沖縄県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算について
- 議案 第35号 令和2年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について
- 議案 第36号 令和2年度沖縄県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
- 議案 第37号 令和2年度沖縄県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等関係業務特別会計歳入歳出予算について
- 議案 第38号 令和2年度沖縄県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
- 議案 第39号 令和2年度沖縄県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について
- 議案 第40号 令和2年度沖縄県国民健康保険団体連合会母子保健健康診査費審査支払特別会計歳入歳出予算について

13:00
司会
稲嶺
総務課長補佐

みなさん、こんにちは。
ただいまより、令和元年度第2回 通常総会を開催いたします。
本日の司会を務めます、総務課 課長補佐の「稻嶺 安洋」です。
よろしくお願ひします。

会議を始めます前に、配布資料を確認します。

本日の資料は、

「令和元年度第2回通常総会議案」

A4縦の「令和元年度第2回通常総会 説明資料」そして、
A4縦の「参考資料」です。

以上の3種類です。不足があればお申し出ください。

<配付資料の確認>

それでは、本日の出席状況について、ご報告いたします。

本日の出席状況は、本人等の出席が36名

書面出席が5名でございます。

よって、国民健康保険法施行令第13条及び第26条の規定により定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたしましたことをご報告申し上げます。

開会にあたり、本会理事長 下地 敏彦 宮古島市長からご挨拶を申し上げます。

< 理事長の挨拶 >

理事長
下地
宮古島市長

皆さまこんにちは。

第2回 通常総会を開催いたしましたところ、会員の皆さま方には、
ご参会をいただきまして誠にありがとうございます。

国保財政は、都道府県が財政運営の責任主体としての役割を担うことになりましたが、国保制度の抜本的な問題解決には至っていません。

そのため、本会は昨年秋、全国の市長会、町村会、そして全国の国保連合会などが主催する「国保制度改革強化全国大会」に参加し、公費投入の確実な実施と、財政支援の拡充を図ることを、政府、関係省庁に、陳情をしたところであります。

また、本県独自の「前期高齢者問題」を要因とした赤字改善に向けては、私は、理事長として県知事、県市長会会长、県町村会会长らと共に、昨年12月に厚生労働大臣に対し、本県の特殊事情に配慮した財

政支援を強く求めて参りました。

私は、この「前期高齢者問題」を要因とした赤字改善に向け、理事長として「最重要課題」と位置づけ、今後も粘り強く取組んで参ります。

一方、国は「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を盛り込んだ法律改正を行い、その中で国保連合会に新たな役割を規定するなど、「人生100年時代」を見据えた様々な施策を検討しています。

本会といたしましては、今後とも「県民が安心して医療を受けられるよう」努めてまいりますとともに、県や市町村と連携を密にし、市町村の財政が少しでも改善できるよう努めて参ります。皆さま方のご協力を宜しくお願ひいたします。

最後に、本日の議案は、議決事項14件となっております。議案につきましては、去る2月5日の理事会で慎重に審議し、本総会へ提出しておりますので、ご審議のうえ、ご承認くださいますようお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

<理事長降壇>

司

会

それでは、議長の選出に移らせていただきます。

議長は、国民健康保険法施行令第12条の規定により、総会で選舉することになっております。どなたか立候補又は推薦する方がいらっしゃいますか。

<与那原町 照屋町長を推薦する声>

司

会

ただいま、与那原町 の 照屋 勉 町長を推薦する声がありますが
よろしいでしょうか。

<異議なしの声>

司

会

ありがとうございます。

ご異議がございませんので、議長に 与那原町 の 照屋町長 を選出
したいと存じます。照屋町長、よろしくお願ひいたします。

< 議長登壇 >

議長 ただいま、議長に選出されました与那原町長の照屋でございます。
本日の議案審議が、円滑に運ばれますよう皆様のご協力をよろしく
お願いします。

なお、議事録署名人につきましては、国保連合会規約第18条の
規定により、議長があたることになっております。

それでは、これより議事を進めて参ります。

本日の審議事項は、議決事項14件となっております。

はじめに、議案第27号と第28号を一括議題とします。
事務局の説明を求めます。

＜事務局の説明＞

高良 昌英 事務局長 事務局長の「高良昌英」です。よろしくお願ひします。

＜説明資料をかざしながら＞

これからのお説明は、A4縦の「説明資料」により、ご説明します。

なお、説明は、本会の名称であります「沖縄県国民健康保険団体連合会」は省略させていただき、数字につきましては、千の単位で説明いたします。

それでは、説明資料1頁の議案第27号をご覧ください。
議案名の右端に、括弧書きで議案書の頁番号を記載しておりますので、議案書に目を通される際にご活用ください。
では、説明いたします。

この改正は、国保連合会を取り巻く情勢の変化に機敏に対応し、保険者支援を強化していくために、体制の充実と変革が求められていることから、①令和3年度から職員定数を「48人」から「50人」にするための改正、②令和2年度から事務局次長を新たに設置するための改正でございます。

ここで、参考資料の1頁をご覧ください。

「沖縄県国保連合会の概要」の左側「4事業内容」をご覧ください。
本会の事業は全部で21ありますが、その内、黄色い網掛け部分の13の事業が平成12年度から追加されています。しかしながら、本会正規職員数は平成12年度から1名の増にとどまっています。

次に、2頁のA3版横の「平成30年度当初の全国国保連合会の状況」をご覧ください。

表の左側から5列目の青い網掛け部分は全国の「非正規率」を並べ

てありますが、一番下の沖縄県をご覧になって頂くと、職員48名に対し、非正規職員が105名で非正規率が全国一高い68.6%という組織体制となっております。

また、この表の真ん中の列、青い網掛けの「順位」と記載されている列ですが、そこは、全国の都道府県を被保険者数の多い順に並べてあります。太枠で囲った赤い網掛けの沖縄県をご覧になって頂きますと、沖縄県は被保険者数が国保、介護、後期高齢者まで合わせて「71万5,693人」で、25位でございます。しかし、これを48人の正規職員数で割ると職員一人当たりの被保険者数が「1万4,910人」となり、全国4位となります。赤い右括弧で囲った被保険者数60万人規模から80万人規模の国保連合会と比較して飛びぬけて一人当たり被保険者数が多いことが分ります。

次に、この表の右側の青い網掛けの「順位」と記載されている部分ですが、そこは、レセプト件数の多い順に並べてあります。太枠の沖縄県はレセプト件数が、国保、後期、介護、障害まで合わせて「1,200万件」あまりで全国36位ですが、正規職員一人当たり件数をご覧いただくと「26万6,910件」となり全国第13位でございます。

このように、本県と表の一番下にあります赤い右括弧で囲った同規模連合会の平均とを比較しますと10名以上少ないことがお解かりいただけるかと思います。

続いて、事務局次長職の設置について、ご説明いたします。

この表の左側の緑の網掛けに、全国国保連合会の事務局次長級の設置状況をお示してございますが、一番下太枠をご覧になって頂くと、設置していないのは沖縄県だけとなっております。

今後、オンライン資格確認の導入等による審査支払事業の大幅な見直し、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的推進など、国保連合会の役割の増加と変革が求められていることから、組織の統制及び各課の連携を強化していく必要がため、事務局次長職が必要と考えております。

次長職は、国保、後期、介護の審査関係を統括する次長職を1名、総務、企画、保険者支援関係を統括する次長職を1名、合わせて2名の次長職を課長職兼務で設置したいと考えております。

以上が議案第27号の説明でございます。

それでは、もとの「説明資料」にお戻りください。

2頁をご覧ください。議案第28号ですが、この改正は、ただいま議案第27号でご説明申し上げました次長職の新設に伴い、給料の格付け及び管理職手当を規定するための改正です。

新たに設置する事務局次長の給料等級は6級、管理職手当については、現行の事務局長と課長の管理職手当中間となる58,100円でございます。

以上、よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明が終わりました。
質疑がありましたら、お願ひします。

山川仁
豊見城市長 2点、説明をお願いしたいことがございます。

まず、沖縄県ではこれまで次長職を設置していなかったということですが、なぜ、このタイミングで設置するのか教えてください。

また、次に、レセプト件数からみた職員数については、資料をみると、沖縄県のひとつうえの順位である大分県は、正規職員が56名、非正規職員が39名となっています。沖縄県は他県と比較すると、突出して非正規職員の数が多くなっていますが、次長職の設置も含め、今後、非正規職員の割合の検討をされているのかを教えてください。

高良
事務局長 非正規職員の割合については、正規職員を増やすことにより割合を減らしていきたいと思います。ただし、人数については、業務の拡大を予定しており減らすことが困難な状況です。しばらく状況をみながら検討していきたいと考えております。

また、次長職の設置のタイミングでございますが、先ほどの説明の中で「オンライン資格確認の導入」、「審査支払事業の大幅な見直し」等が来年度控えております。そういうた、新しい事業を推進していくなかで、連合会の役割の増加と変革が求められていることから、組織の統制及び各課の連携を強化していく必要があると判断しまして、このタイミングとなっております。

座 嘉 比
常務理事

わたくしくの方からも補足説明をさせていただきたいと思います。

参考資料の1枚目をご覧いただきたいのですが、本会の事業を記載している「4 事業内容」では、黄色の網掛けの部分、(9)から(21)の13の事業は、平成12年度以降に追加となった事業です。しかし、これらの事業の対応として、正規職員は1人しか増やしておらず、非正規職員を増やすことで対応してまいりました。この非正規職員の増員で対応してきた理由としては、正規職員を増やすと人件費がかさみます。ひいては、市町村の負担金の増加を招くため、正規職員の採用を抑えてきたということでございます。

わたくし達としては、本来あれば正規職員を10名程度増員したいと考えております。しかし、ご承知のように、今、支払基金を中心に審査支払機関の見直しが進められており、その中においては、審査業務の効率化としてレセプト点検等をコンピュータチェックにより9割程度自動化するような話がございますが、その中身が見えない状況です。

といったことから、令和3年度に2名増員しまして、状況をみながら毎年度、皆様にご相談をしていきたいと考えております。

<進行の声>

議 長

それではお諮りします。

議案第27号と第28号を、承認することにご異議ありませんか。

<異議なしの声>

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの2件は承認されました。

次は、議案第29号から第31号までを一括議題とします。

事務局の説明を求めます。

<事務局の説明>

大 城
総務課長

総務課長の「大城 博之」です。よろしくお願いします。

それでは3頁をご覧ください。

議案第29号の「財産の取得について」ですが、もう一度「参考資料」の3頁をご覧ください。

以前から総会において承認を得て、決算剩余金の積み立てなどを行い、本会隣地の県有地「赤い斜線部分」の取得について準備を進めてまいりましたが、次の4頁にありますように1月31日付で、「県有地の売買価格について」が沖縄県から届き、1番の売買価格「5億7,650万円」と2番の「令和2年3月31日までに売買契約を締結すること」という条件が示されたことから、総会において、土地の取得の承認を得るための提案でございます。

再度「説明資料」にお戻りください。

3頁、議案第30号は、土地の取得に充てるための「財産の処分」、議案第31号は、取得に伴う予算の補正でございます。

今回の5億7,650万円という価格決定においては、本会、国保連合会は国民健康保険法に定めた公法人であり、収益を求める団体ではないということを考慮すること。現在残っている「コンクリート製」の「杭」の撤去費用、「アスファルト」および「周囲にある植栽」等の撤去費用を差引いて鑑定評価を行うこと。

さらに、先月、1月21日に下地理事長自ら県庁へ出向きました、謝花副知事に対し、「本会は市町村の集合体で公的な団体である」とことを重ねて説明して参りました。

また、一般競争入札となった場合、売買価格は高額になると予想されることから、今回の価格は適正な価格であると考えられます。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

質疑がありましたら、お願いします。

山川仁 取得の同意を得たあと、完了年度はいつになりますでしょうか。

豊見城市長 また、5億7,650万円の売買価格となっておりますが、市町村負担金への影響、見直しはあるのか教えていただきたいと思います。

座嘉比 常務理事 まず、今回の購入価格である5億7,650万円の財源については、積立基金を取り崩して対応いたします。そのため、購入費用について、市町村に負担金を求める予定はございません。

総会において承認が得られた場合におきましては、3月中旬までに沖縄県と売買契約を締結し、3月末日までに土地の移転登記を終える、ということで準備を進めております。

また、国保連合会の会館は、昭和59年に竣工し、平成11年に増築をしております。先ほどご説明しましたとおり事業が増えたことにより、かなり手狭になっている状況です。

土地を取得したのち、建替え等の計画を進めていく考えでございますが、その計画については、あらためて皆様に相談させていただく予定です。

<進行の声>

議長 それではお諮りします。

議案第29号から第31号まで、承認することにご異議ありませんか。

<異議なしの声>

議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの3件は承認されました。

次は、議決事項の審議に入ります。

議案第32号を議題とします。

事務局の説明を求めます。

<事務局の説明>

高 良 それでは4頁をご覧ください。

事務局長 議案第32号の「I 事業計画について」ですが、

国民健康保険制度は、様々な課題を抱え、その財政運営は厳しい状況にあります。

このため、国においては、社会保障制度全般の改革を進めており、また、沖縄県における国民健康保険運営方針では、市町村が担う事務の標準化・効率化・共同処理等を一層推進することとしています。

加えて、令和元年5月に成立した医療保険制度改革法の中においては、国保連合会の業務が新たに規定されました。

そのような状況の中、令和2年度の本会の事業運営は、より一層の経営努力を行いつつ、基幹業務である診療報酬審査支払事業など各種の事業により、医療費の適正化と市町村の保険者努力支援制度を支援していきます。

さらに、市町村国保事務の標準化、効率化、共同処理等の推進に必要な支援を行っていきます。

以上の基本方針に基づき、保険者の負託に応えるべく事業を実施します。

各事業につきましては、主なものを「Ⅱの事業内容」で、各担当課長からご説明します。

大 城
総務課長

それでは、事業内容1番の「本会運営に関する事業」では、（1）の総会、（2）理事会、（3）監事会及び（4）の国保事業推進幹事会を定期的に開催します。

また、（5）の独立監査人による監査は決算監査と期中監査を（6）の部内監査は毎月実施します。

続いて5頁をご覧ください。

2番、「国保制度改善強化推進事業」ですが、国保制度の安定化を図るため、全国の国保関係者と連携し、引き続き要請活動を行っていきます。

次に、3番の「育成指導・事業振興に関する事業」では、国保を取り巻く情勢等の情報を保険者に提供するなどの目的で（1）から（7）の事業を行います。

植 木
保険者支援
課 長

保険者支援課長の「植木覚」です。
よろしくお願いします。

4番の「保険者支援・共同事業」では、保険者の医療費適正化事業、広域的な事業及び小規模保険者等を支援する事業として、（1）から（4）の事業を実施します。

6頁をご覧ください。

5番の「保健事業に関する事業」では、市町村の保険者努力支援制度加点獲得と保健事業活動を支援するため、

(1)から(6)の事業を引き続き実施します。

中でも(2)の④「高齢者の保健事業と介護予防の一体的推進」では、沖縄県の後期高齢者医療費及び介護給付費が伸びている現状から、市町村国保の保健事業と後期高齢者の保健事業・介護予防の連携は急務と考えております。

国は、令和2年度に、後期高齢者医療広域連合と市町村が契約して保健事業に取り組めば、統括保健師人件費580万円、保健指導を行う専門職の人件費350万円を、令和6年度まで交付するとしております。

本会ではこの事業を推進してまいりますので、市町村長の皆さんにおかれましても、この事業について積極的に取り組んでいただければと考えております。

古 堅
審査課長

審査課長の「古堅一也」です。

よろしくお願ひします。

次に、6番の「診療報酬等の審査事業等」では、診療報酬及び療養費の審査等を迅速、適正かつ公平に実施するとともに、審査基準の統一化に取り組み保険者のレセプト点検業務の軽減を図るため、(1)から(6)までの事務を実施します。

喜 友 名
審 査 管 理
課 長

審査管理課長の「喜友名 均」です。

よろしくお願ひします。

7番の「診療報酬等の支払事業等」では、国民皆保険制度の適正な運営を担保し県民に適切な保険給付を提供するため、診療報酬等の費用決済業務をはじめとする(1)から(6)までの事務を実施します。

川 満
シス テム 管理
課 長

システム管理課長の「川満達也」です。

よろしくお願ひします。

次に、8番の「保険者事務電算共同処理事業・後期高齢者医療事務電算処理事業」ですが、保険者における事務の合理化や、効率的な事務処理を行うため、(1)から(6)までの業務を引き続き実施します。

また、新規に(7)令和3年3月からオンライン資格確認の導入に伴い、保険者と連携を図り、本稼働に向けて運用テスト等の支援を行

	います。
植木 保険者支援 課長	7頁をご覧ください。9番の医療費助成事業では、子どもの健全な育成、母子家庭等の福祉の向上、重度心身障害者の保健の向上を目的に、(1)から(3)の事業により市町村の医療費助成事業助成金の自動償還事務及び現物給付事務を支援いたします。
川満 システム管理 課長	10番の「国保保険者標準事務処理事業」では、国保保険者となつた県と市町村間の連携が効率的かつ適切に行なわれるよう支援するとともに、市町村が担う事務の標準化、効率化、共同処理を推進するため、(1)から(3)の事業を推進します。
	特に(3)の市町村事務処理標準システムの導入支援及び沖縄県国保共同クラウド推進事業への参加推進では、①全体説明会及び市町村個別訪問の実施と②共同クラウドへ参加する市町村への導入及び支援を沖縄県と連携し、令和5年度(2023年)までに全市町村への導入を目指しています。また、沖縄県全体で見た場合に、将来的に経費面・運用面において効率的であろうという観点から共同クラウドへの市町村の参加を推進しておりますので、市町村長の皆様におかれましては、是非ご検討くださいますようお願いします。
比嘉 介護・福祉課 課長	介護・福祉課長の「比嘉孝夫」です。 よろしくお願いします。
	次に、11番の「介護保険事業関係業務」では、審査支払業務の適正な実施、保険者における介護給付適正化対策を支援するため、(1)から(7)の業務を実施します。 また、(8)では沖縄県民への介護保険制度の趣旨普及を目的に広報活動を広域的に展開します。
	12番「障害者総合支援法関係業務」では、障害介護給付費及び障害児給付費の審査支払業務を迅速的確に実施し、市町村業務の軽減を図るため、(1)から(3)の業務を実施します。
植木 保険者支援 課長	続いて13番の「母子保健健康診査費審査支払事業」では、母性及び乳幼児の健康保持・増進を目的に(1)(2)により、市町村の母子保健健康診査費用の決済事務を実施します。

大 城 総務課長	続いて14番の「国保事業に対する広域的な支援」では、「沖縄県国民健康保険運営方針」に定める施策の実施に関し必要な協力を行います。
	以上が、令和2年度の事業計画です。 よろしくお願ひします。
議 長	事務局の説明が終わりました。 質疑がありましたら、よろしくお願ひします。
座間味秀勝 渡嘉敷村長	説明資料6頁「5 保健事業に関する事業」の説明に「国は、令和2年度から、後期高齢者医療広域連合と市町村が契約して保健事業に取り組めば、統括保健師、保健指導を行う専門職の人員費を、令和6年度まで交付する」とありますが、この部分について、説明をお願いします。
植 木 保険者支援 課 長	これは、国が推進しております、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施にかかる補助金交付となります。具体的には、この事業の実施のために、市町村の保健師を活用したいという狙いがあり、市町村と後期高齢者医療広域連合が契約を締結し事業を実施することで、保健師等専門職の人員費について、国から後期広域連合をとおして補助金が交付される仕組みとなっております。
議 長	他に質問はございますか。
喜屋武治 樹 今帰仁村長	説明資料7頁「13 母子保健健康診査費審査支払事業」のところですが、いま、市町村では妊婦の産前産後ケアの事業を実施しているところと、実施していないところがありますが、それはこの事業と関連がありますか。
植 木 保険者支援 課 長	今ご質問されましたのは、産婦健診のことだと思います。産婦健診については、この事業で費用決済を実施しております。 なお、今年度は約半数の市町村が実施しておりますが、まだのところ多くありますので、ぜひ、ご参加をお願いしたいと考えております。

<進行の声>

議長 それではお諮りします。
議案第32号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

次は、議案第33号から第40号まで一括議題とします。
事務局の説明を求めます。

<事務局の説明>

高 良
事務局長 それでは、8頁の議案第33号をご覧ください。
令和2年度財産の処分ですが、
1番目 施設整備積立金「174万7千円」の処分は、電話交換機等の設備更改経費に充てるため処分です。

- 2番目 滅価償却積立引当資産
- (1) 「4,363万2千円」、
 - (2) 「1,763万円」の処分は、データ集配信システム機器更改経費等に充てるための処分です。
 - (3) 「1,169万3千円」の処分は、40歳未満の費用決済システム構築経費に充てるための処分です。
 - (4) 「183万3千円」の処分は、介護保険システム改修等経費に充てるための処分です。
 - (5) 「33万円」の処分は、障害者総合支援システム改修経費に充てるための処分です。

3番目 母子保健関係電子計算機等滅価償却積立金

- (1) 「145万6千円」の処分は、母子保健システム導入に伴う作業経費に充てるための処分です。

続いて9頁をご覧ください。

ここからは、令和2年度の予算に関する説明ですが、会計別予算説明の前に「令和2年度 予算の総括」について、ご説明します。

この表は、一般会計ほか六つの特別会計の予算額の一覧表です。一番下の全体額をご覧になっていただきますと、令和2年度は「約75億円」増加して「約4,570億円」となっています。

10頁の1は「支払勘定の状況」を再掲、

2は「事業費の中で支払勘定的要素の予算の状況」、

3は「実質の事務・管理費の状況」でございます。

以上が令和2年度予算の概要です。

なお、これから説明いたします各会計の予算に関連して、9頁と10ページの下、点線囲いの中をご覧ください。銀行振込手数料と専門員及び臨時職員の通勤手当についてご説明をいたします。

まず9頁の「銀行振込手数料について」ですが、本会は、琉銀と沖銀の両行を利用して、毎月6,000件以上の振込を医療機関、介護施設等に行っておりますが、これまで振込手数料は無料となっておりました。しかし、昨年の7月に両行から、令和2年度から振込手数料をいただきたいとの申し出があり、規定料金で試算すると両行で年間約6千万円になることから、幾度となく調整を行った中で、振込手数料の負担は避けられない状況となっています。しかしながら、そのような高額は払えない・保険者の理解が得られないなど説明して調整した結果、会員の皆様の新たな負担増とならない範囲で、令和2年度は、理事長と調整の上、両行とも月30万円、併せて月60万円を計上しております。

次に、10頁の「専門員及び臨時職員の通勤手当について」ですが、市町村においても、来年度4月から導入される会計年度任用職員制度により、これまでの臨時・非常勤職員等の人件費総額が増えると思いますが、本会においても、「パートタイム・有期雇用労働法」の改正により、通勤手当を正規職員と同様の基準で支給しなければならないことから、令和2年度から専門員及び臨時職員の通勤手当の予算を全会計で約60万円増額しております。

以上、ご理解のほど、宜しくお願ひいたします。

大 城
総務課長

では、次に 11 頁の議案第 34 号をご覧ください。
新年度の予算については、増減の主なものをご説明します。

歳入では、

3 款 県支出金は、新たに、県から「医療費分析事業」の委託を受ける増額、

5 款 繰入金は、一般管理費等の増額に伴う増額です。

歳出では、

2 款 総務費で、この会計への貼り付け職員の増加、先ほど事務局長の高良から説明がありました銀行振込手数料の新たな発生、その他に、県から受託したデータ分析事業等に充てる経費、並びに電話交換機等の設備改修経費等による増額です。

以上のとおり予算総額は、

「4 億 8,656 万 2 千円」で、前年度より

「1 億 4,782 万 1 千円」の増額となっています。

古 堅
審査課長

12 頁の議案第 35 号をご覧ください。

「業務勘定」の歳入では、

1 款 手数料は、レセプト等の取扱件数の増による増額、

2 款 分担金は、システム改修分担金の減額、

4 款 県支出金は、県委託事業費の歳入科目を組み替えたことによる増額です。

次に 13 頁の歳出をご覧ください。

1 款 総務費の増は、電算機器更改経費の増額、

5 款 1 項 保険者事務電算共同処理費の減は、支出科目を組み替えたための減額、並びにプログラム開発費等の減額、

7 款 諸支出金は、消費税納付金及び他会計操出金の増額です。

以上のとおり予算総額は、

「12 億 3,131 万円」で、前年度より

「2,284 万 8 千円」の増額となっています。

喜 友 名
審査管理課長

14頁をご覧ください。
「国保診療報酬支払勘定」は、歳入歳出とともに、「1,216億5428万7千円」で、国民健康保険診療報酬は、前年度より1.87%の減を見込んでおります。

次に「公費負担医療費」は、歳入歳出とともに、75億346万5千円で、そのうち公費負担医療は前年度より2.19%の増、医療費助成事業支出金は前年度より35.2%の増を見込んでおります。

次に「出産育児一時金等に関する支払勘定」は、歳入歳出とともに、「10億2,378万円」で、出産育児一時金は前年度より6.53%の減を見込んでおります。

古 堅
審査課長

15頁の議案第36号をご覧ください。
「業務勘定」歳入では、
1款 手数料は、レセプト等の取扱件数の増による増額、

4款 繰入金は、購入する電算処理機器等に見合った額への減額です。

続いて、16頁の歳出をご覧ください。
1款 総務費は、歳入第4款と同様の理由による減額です。

4款 事業費は、各事業の電算処理システム機器更改等にかかる経費の増額、

5款 積立金は、減価償却積立引当資産に見合った額への減額です。

以上のとおり予算総額は、「6億8,128万3千円」で、前年度より「1億8,344万円」の減額となっています。

喜 友 名
審査管理課長

17頁をご覧ください。
「後期高齢者医療診療報酬支払勘定」は、歳入歳出とともに、「1,498億3,268万6千円」で、後期高齢者医療診療報酬は前年度より2.86%の増を見込んでおります。

次に、「公費負担医療に関する支払勘定」は、歳入歳出とともに、

「5億1,547万円」で、公費負担医療は前年度より2.48%の増を見込んでおります。

植木
保険者支援
課長

18頁の議案第37号をご覧ください。

「業務勘定」の歳入ですが、

3款 国庫支出金は、特定健診システム等の機器更改を今年度終えたことによる減額、

5款 繰入金は、購入する機器に見合った額に減価償却積立引当資産繰入額を減額、

7款 諸収入は、沖縄県から受託する国保ヘルスアップ支援事業経費による増額です。

続いて歳出

1款 総務費は、沖縄県から受託する国保ヘルスアップ支援事業委託経費の増額、

2款 積立金は、減価償却積立引当資産に見合った額への減額、

3款 諸支出金は、一般会計繰出金の増額です。

以上のとおり予算総額は、

「2億599万7千円」で、前年度より

「1,082万3千円」の増額となっております。

次に「支払勘定」は、歳入歳出ともに、「11億8,663万3千円」で、特定健康診査費は前年度より2.76%の増を見込んでおります。

比嘉
介護・福祉課
課長

19頁の議案第38号をご覧ください。

まず、「業務勘定」の歳入ですが、

1款 手数料は、請求明細書取扱件数等の増による増額、

8款 繰入金は、新介護保険システム改修経費に見合った額への減額です。

次に、歳出

1款 総務費は、介護保険システム等の機器更改完了に伴う経費の

減額、

4款 国民健康保険中央会負担金は、介護保険システム並行稼働分負担金の減額、

7款 積立金は、新介護保険システムの導入に伴う減価償却積立引当資産の増額です。

以上のとおり予算総額は、
「3億4,688万8千円」で、前年度より
「3,378万4千円」の減額となっております。

続いて20頁の「介護給付費支払勘定」は、歳入歳出とともに、「1,103億5,285万5千円」で、介護給付費は前年度より4.84%の増を見込んでおります。

次に「公費負担医療に関する報酬等支払勘定」は、歳入歳出とともに、「23億4,781万1千円」で、公費負担医療等は前年度より2.05%の増を見込んでおります。

21頁の議案第39号をご覧ください。

「業務勘定」歳入ですが、
1款 手数料は、取扱件数の増による増額、

3款 繰入金は、新障害者総合支援システム改修経費に見合った額への減額です。

次に、歳出

1款 総務費は、障害者総合支援システム等の機器更改完了に伴う経費の減額、

4款 諸支出金は、一般会計繰出金の減額です。

以上のとおり予算総額は、
「8,348万2千円」で、前年度より
「1,311万8千円」の減額となっております。

続いて「障害介護給付費支払勘定」は、歳入歳出とともに、「581億3,963万円2千円」で、障害介護給付費、障害児給付費とともに前年度より6%の増を見込んでおります。

植木 保険者支援 課長	<p>22頁の議案第40号をご覧ください。</p> <p>歳入</p> <p>1款 健康診査費受入金は、前年度実績を勘案しての減額、</p> <p>4款 繰入金は、母子保健システムの導入作業経費に充てるための増額です。</p> <p>続いて歳出、</p> <p>1款 健康診査費支出金は、歳入1款と同様の理由による減額、</p> <p>4款 諸支出金は、一般会計繰出金の増額です。</p> <p>以上のとおり予算総額は、 「14億9,598万3千円」で、前年度より 「1億263万8千円」の減額となっております。</p> <p>以上が令和2年度の歳入歳出予算でございます。 よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が、終わりました。</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p>
座間味秀勝 渡嘉敷村長	<p>議案第37号 特定健診の歳入7款にある国保ヘルスアップ支援事業の内容について、教えていただけますでしょうか。</p>
植木 保険者支援 課長	<p>国保ヘルスアップ支援事業は、沖縄県から事業を受託して実施する事業でございます。令和2年度に、国から沖縄県に補助金があるので、その額は、かなり大きな金額である1億7500万円となっております。そのうち、国保連合会で実施できる事業について受託いたします。</p> <p>具体的には、若年層の生活習慣病の予防、KDBシステムを活用したデータ分析の実施を計画しております。KDBシステムでは、国保・後期・介護制度のまとめたデータを扱っておりますので、個人のデータを串刺しして分析していくことを考えております。</p>
議長	<p style="text-align: center;"><進行の声></p> <p>それではお諮りします。</p> <p>議案第33号から第40号までは、原案のとおり決することにご異</p>

議ありませんか。

＜異議なしの声＞

議長

ご異議なしと認めます。

よって議案第33号から第40号までは、原案のとおり可決されました

以上で、すべての審議が終了いたしました。

これで、議長の任を終了させていただきます。

皆様のご協力、ありがとうございました。

＜議長降壇＞

司会

与那原町の 照屋町長、誠にありがとうございました。

これをもちまして、令和元年度第2回通常総会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

＜閉会＞

沖縄県国民健康保険団体連合会規約第18条の規定により、ここに署名する。

与那原町長

照屋勉

令和元年度第2回通常総会出席者名簿

	市町村長名	本人	書面	代理	欠席	代理氏名（役職名まで）		市町村長名	本人	書面	代理	欠席	代理氏名
那覇市	城間幹子		○					豊見城市	山川仁	○			
うるま市	島袋俊夫			○		国保課長 知念義浩		八重瀬町	新垣安弘	○			
沖縄市	桑江朝千夫			○		カデュウシマブクガツヒロ 課長 島袋勝博		与那原町	照屋勉	○			
宜野湾市	松川正則	○						南風原町	赤嶺正之	○			
宮古島市	下地敏彦	○						久米島町	大田治雄	○			
石垣市	中山義隆	○						渡嘉敷村	座間味秀勝	○			
浦添市	松本哲治			○		福祉健康部長 高江洲幸子		座間味村	宮里哲	○			
名護市	渡具知武豊	○						粟国村	新城静喜	○			
糸満市	上原昭			○		国保課長 大山市子		渡名喜村	桃原優	○			
国頭村	宮城久和			○		福祉課長 與儀光浩		南大東村	仲田建匠			○	
大宜味村	宮城功光				○			北大東村	宮城光正	○			
東村	當山全伸			○		福祉保健課長 仲嶺真文		伊平屋村	伊礼幸雄	○			
今帰仁村	喜屋武治樹	○						伊是名村	前田政義	○			
本部町	平良武康	○						多良間村	伊良皆光夫	○			
恩納村	長浜善巳	○						竹富町	西大舛高旬	○			
宜野座村	當眞淳	○						与那国町	外間守吉	○			
金武町	仲間一			○		ジュウミイカカテヨウギマケン 住民生活課長 優間權		南城市	瑞慶覧長敏		○		シミンブヂョウヤビクマツアキ 市民部長 屋比久正明
伊江村	島袋秀幸	○						医師国保	宮城信雄		○		
読谷村	石嶺傳實	○						沖縄県	玉城康裕		○		トウカツンオオシロヒロン 医療企画統括監 大城博
嘉手納町	當山宏	○											
北谷町	野国昌春	○											
北中城村	新垣邦男	○											
中城村	浜田京介		○										
西原町	上間明	○											

小計 13 3 7 1

小計 14 2 2 1

会員数 43

本人出席	27人
書面出席	5人
代理出席	9人
	41人

欠席 2人

沖縄県国民健康保険団体連合会

